

宝塚市校務支援システム更新事業の  
調達仕様書（案）等に対する  
意見招請書

令和6年3月

宝塚市教育委員会

1. 実施趣旨  
宝塚市教育委員会が調達予定である「宝塚市校務支援システム更新事業」について、調達仕様書（案）等に対する意見を招請するものです。
2. 調達件名  
「宝塚市校務支援システム更新事業」
3. 調達仕様書（案）等の交付
  - (1) 交付期間  
ホームページ掲載から令和6年5月10日（金）まで
  - (2) 交付方法  
4(2)の担当課の電子メールアドレスに、事業者名、部署、氏名、電話番号を記入の上、ご連絡ください。ご連絡いただいた事業者の方に対し、個別に電子メールにて交付します。  
※ 書類の追加・訂正等がありましたら、ホームページに掲載すると共に、ご連絡いただきました電子メールにて連絡します。
4. 質問の方法及びその回答の公表
  - (1) 質問期限  
令和6年5月10日（金）17時00分まで
  - (2) 質問の提出先  
担当課：宝塚市教育委員会 学校教育部 教育支援室 教育研究課  
担当者：校務支援システム担当  
電話：0797-84-0946  
E-mail：m-takarazuka0114@city.takarazuka.lg.jp
  - (3) 質問の提出方法  
「様式2\_質問票」に質問事項を記載の上、(2)に記載の担当課まで電子メールにてご提出ください。
  - (4) 質問に対する回答  
質問の回答は、3(2)で記載した電子メールにご連絡いただいたすべての事業者の質問に対し、ご質問をいただいた1週間後を目途に随時ホームページに掲載します。
5. 意見の提出方法
  - (1) 意見の提出期限  
令和6年5月10日（金）17時00分まで
  - (2) 意見の提出方法

「様式3\_意見提供書」にご意見を記載の上、4(2)に記載の担当課まで電子メールにてご提出ください。

6. その他

- (1) 意見書の提供のあった事業者について、将来のシステム調達の保証をするものではありません。また、ご提供いただけなかった事業者について、不利益に扱うこともありません。
- (2) ご提供いただいた意見書については返却いたしません。
- (3) 意見書の作成及び提出に必要な費用は、提出者の負担とします。ご提供いただいた意見書に関して、後日問い合わせをさせていただく場合があります。